

第 7 3 号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、地域限定保育士を保育士とみなす規定を設けるほか、保育所等の職員が行った児童への虐待についての規定を整理する等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第26号）の一部を次のよ

うに改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(虐待等の禁止) 第 1 2 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第 1 7 条 (略) 2 <u>家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u>		(虐待等の禁止) 第 1 2 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第 1 7 条 (略) 2 <u>家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u>	
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」とい	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断		

改正後		改正前
う。)の利用開始前の健康診断		
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期 の健康診断又は臨時の健康診 断	
3・4 (略) (職員)		3・4 (略) (職員)
第24条 (略)		第24条 (略)
2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的 保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定す る都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保 育士（ <u>兵庫県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公 共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第1 8条の29に規定する地域限定保育士</u> ）又は保育士と同等以上 の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号 のいずれにも該当する者とする。		2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的 保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定す る都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保 育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認 める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)
3 (略) (職員)		3 (略) (職員)
第30条 小規模保育事業所A型には、保育士（ <u>兵庫県が法第1 8条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合に は、保育士又は兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定す る地域限定保育士。次項において同じ。</u> ）、嘱託医及び調理員を 置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小 規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設 から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員		第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理 員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託す る小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入 施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調 理員を置かないことができる。

改正後	改正前
を置かないことができる。 ２・３ （略） （職員） 第３２条 小規模保育事業Ｂ型を行う事業所（以下「小規模保育事業所Ｂ型」という。）には、保育士<u>（兵庫県が法第１８条の２７第１項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士。次項において同じ。）</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ｂ型又は第１６条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ｂ型にあつては、調理員を置かないことができる。 ２・３ （略） （職員） 第４５条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士<u>（兵庫県が法第１８条の２７第１項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士。次項において同じ。）</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第１６条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	２・３ （略） （職員） 第３２条 小規模保育事業Ｂ型を行う事業所（以下「小規模保育事業所Ｂ型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ｂ型又は第１６条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ｂ型にあつては、調理員を置かないことができる。 ２・３ （略） （職員） 第４５条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第１６条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

改正後	改正前
２・３ （略） （職員） 第４８条 事業所内保育事業（利用定員が１９人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（<u>兵庫県が法第１８条の２７第１項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士。次項において同じ。</u>）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第１６条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 ２・３ （略）	２・３ （略） （職員） 第４８条 事業所内保育事業（利用定員が１９人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第１６条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 ２・３ （略）

（芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条 芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年芦屋市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第 1 0 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) <u>保育士（兵庫県が法第 1 8 条の 2 7 第 1 項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士）</u>の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4・5 (略) (虐待等の禁止) 第 1 2 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(職員) 第 1 0 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4・5 (略) (虐待等の禁止) 第 1 2 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第 3 3 条の 1 0 各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照 1

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

児童福祉法の一部改正に伴い、地域限定保育士を保育士とみなす規定を設けるほか、保育所等の職員が行った児童への虐待についての規定を整理する等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）

保育所等の職員による児童虐待の通告制度に係る児童福祉法の引用条項の整理
(第25条)

- (2) 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(第2条関係)

ア (1)と同じ。(第12条)

イ 母子保健法に規定する乳幼児の健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる規定を設ける。(第17条)

ウ 地域限定保育士(※)も保育士とみなす規定を設ける。

(第24条、第30条、第32条、第45条及び第48条)

※ 地域限定保育士とは、内閣総理大臣の認定を受けた都道府県又は指定都市の長が実施した試験に合格し、当該認定地方公共団体の長の登録を受けた者であって、登録した当該認定地方公共団体の管轄する区域内に限り保育士として業務を行うことができるものをいう。

- (3) 芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）

ア (2)ウと同じ。(第10条)

イ (1)と同じ。(第12条)

3 施行期日

公布の日

児童福祉法抜粋

第18条の26 都道府県又は指定都市は、保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいときは、当該区域内において専門的知識及び技術をもつて児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする保育士以外の者として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験の科目、方法、実施回数その他当該試験の実施に関し必要な事項として内閣府令で定めるものを記載した書面（以下この款において「試験実施方法書」という。）を作成し、当該試験実施方法書に記載した内容が適当である旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。

（第2項から第5項まで省略）

第18条の28 認定地方公共団体の長が認定試験実施方法書（変更認定があつたときは、その変更後のもの）に定めるところにより実施した試験（以下「地域限定保育士試験」という。）に合格した者は、当該認定地方公共団体の長の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

- （1） 保育士登録を受けている者
- （2） 心身の故障により次項に規定する業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの
- （3） 第18条の5第2号から第5号までのいずれかに該当する者

2 前項の登録（以下「地域限定保育士登録」という。）を受けている者は、第18条の23の規定にかかわらず、当該地域限定保育士登録を行つた認定地方公共団体の長の管轄する区域内に限り、地域限定保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、業として、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことができる。

第33条の10 この節において、被措置児童等虐待とは、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業に従事する

者、里親若しくはその同居人、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは認可外保育施設（第59条第1項に規定する施設のうち、第6条の3第9項から第12項まで又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。次項第5号において同じ。）の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、事業を利用する児童、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- (4) 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 この節において、所管行政庁とは、次の各号に掲げる事業、里親、施設又は一時保護の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- (1) 児童自立生活援助事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、意見表明等支援事業又は妊産婦等生活援助事業 これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事
- (2) 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、家庭的保育事業等、児童育成支援拠点事業又は乳児等通園支援事業 これらの事業について認可を行い、若しくは届出を受け、又はこれらの事業を行う市町村の長
- (3) 里親 次のイ又はロに掲げる里親の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
イ 第6条の4第1号又は第2号の規定による登録を受けた里親 当該登録を行った都道府県の知事
ロ 第27条第1項第3号の規定による委託を受けた里親（イに掲げるものを除く。） 当該委託をした都道府県の知事
- (4) 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施

設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設 これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の行政機関の長

(5) 認可外保育施設又は指定発達支援医療機関 これらの施設が所在する都道府県の知事

(6) 一時保護 次のイ又はロに掲げる一時保護の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 一時保護施設において行う一時保護 当該一時保護施設を設置する都道府県の知事

ロ 第33条第1項又は第2項の委託を受けて行う一時保護 当該委託をした児童相談所長を監督する都道府県知事

3 この節において、審議会等とは、次の各号に掲げる所管行政庁の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

(1) 国の行政機関の長 児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて、第33条の15第1項に規定する事項に関し公正な判断をすることができるもののうちから、当該国の行政機関の長があらかじめ指定する者

(2) 都道府県知事 都道府県児童福祉審議会

(3) 市町村長 市町村児童福祉審議会を設置する市町村にあつては市町村児童福祉審議会、市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあつては児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて第33条の15第1項に規定する事項に関し公正な判断をすることができるもののうちから当該市町村の長があらかじめ指定する者

第33条の12 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県知事又は市町村長に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告（以下この節において「一般通告」という。）は、児童委員を介して行うことができる。

3 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、一般通告をしたときは、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項の規定による通告（第33条の14第1項及び第2項第3号において「児童虐待通告」という。）をすることを要しない。

4 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を都道府県知事又は

市町村長に届け出ることができる。

- 5 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、一般通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 6 施設職員等は、一般通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

母子保健法抜粋

（健康診査）

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- (1) 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- (2) 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

2 前項の内閣府令は、健康増進法（平成14年法律第103号）第9条第1項に規定する健康診査等指針（第16条第4項において単に「健康診査等指針」という。）と調和が保たれたものでなければならない。

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

1 乳幼児健康診査による保育所等の健康診断の代替について条例で定める基準

条例で定める内容は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る省令の基準」の参酌すべき基準と同一の内容で定めることとする。

	省 令	条 例	内 容	基準の類型
総則	第 17 条	第 17 条	利用乳幼児及び職員の健康診断	参酌

2 児童福祉法等改正の内容

(1) 地域限定保育士について

これまで国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等において保育士として業務できることとされた。

(2) 児童虐待について

ア 下記の施設・事業（以下「保育所等」という。）を、児童養護施設等や障がい児者施設、高齢者施設と同様に、職員による虐待等を発見した者が通報義務を負う対象施設等とされた。（本市条例の改正は引用条項の整理のみ）

【対象施設・事業】

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

イ 上記の保育所等の職員による虐待について、児童養護施設等の職員による虐待と同様の規定を新設（本市条例の条文の改正は不要）

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・都道府県、市町村等による事実確認（※）や児童の安全な生活環境を確保（※）するために必要な措置
- ・都道府県、市町村等が行った措置について児童福祉審議会等への報告（※）
- ・都道府県による虐待の状況等の公表

※について、市が所管行政庁として対応する事業は、小規模保育事業、乳児等通園支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業である（現時点で市内に存在（予定を含む。）する事業）。